

学校園管理者のための

PTA運営の手引き

～誰もが参加しやすいPTA活動をめざして～

大津市教育委員会

《 目 次 》

1. 主なPTA問題.....	- 1 -
2. 課題に対する対応について.....	- 1 -
(1) 強制加入の問題.....	- 1 -
(2) 役員の強制の問題.....	- 2 -
(3) PTA事業や事務の見直し.....	- 3 -
(4) 個人情報の問題.....	- 5 -
(5) PTA会費の学校園徴収金に合わせた引落しの問題.....	- 6 -
(6) 会費使途不透明の問題.....	- 8 -
(7) その他.....	- 9 -
3. 提言.....	- 10 -
終わりに.....	- 10 -

1. 主なPTA問題

一般的にはPTA問題といわれるものは以下のとおりです。

《PTA運営の課題》

- (1) 強制加入の問題
- (2) 役員の強制の問題
- (3) 非効率かつ無駄な作業の多さの問題

《PTAと学校園との関係上の課題》

- (4) 個人情報の問題
- (5) 会費の学校園徴収金との引落しの問題
- (6) 会費使途不透明の問題
- (7) その他

- 1) PTA未加入者の子どもへの教育的配慮
- 2) PTAの必要性の説明

2. 課題に対する対応について

それぞれの課題について、①概要、②現時点での対応、③学校園側のリスク、④想定される対応策、を示しています。

また、「④想定される対応策」については、「レベル0」（＝改善の必要なレベル）、「レベル1」（＝最低限遵守すべきレベル）、「レベル2」（＝理想的なレベル）、番外として「レベル▲（マイナス）」（＝違法性を問われかねず早急な対応が必要なレベル）に応じた策を示します。

(1) 強制加入の問題

① 概要

PTAは任意の団体であり、その入退会は会員の意思で決められるべきものですが、本人の意思を確認することなく、また、加入は任意であることを説明せず、子どもの入学に合わせ自動的に保護者が会員になっています。

② 現時点の対応

PTA総会や入学・入園前の説明会で、PTA加入の任意性についての説明は概ねできていますが、説明の内容が不十分であることが推察されます。

③ 学校園側のリスク

総会等で管理職及び教職員が同席しているにもかかわらず、適切な説明をPTA会長等が行わないまま、自動的（半強制的に）に保護者が会員となることを容認しています。（同じ役員・会員として）PTA役員に対し、適切な改善について、協議、指導ができていません。

④ 想定される対応策

レベル2：【明確な意思表示】

PTA会長等が、入会時（入学・入園説明会等）に、各会員から入会届を取得します。

レベル1：【消極的な意思表示】

入学・入園説明会等において、PTA会長がPTAの必要性と任意性について説明のうえ、「基本的に皆さんに加入していただきたい。何らかの理由があって、加入できない場合は、いつでも反対の意思表示や脱会届けなどにより不加入の手続きをしてください。」と説明します。

レベル0：【会員が意思表示する機会が無い】

PTA加入の必要性と任意性についてPTA会長等が説明のうえ、「皆さん会員になっていただきます。」と説明しただけでは、本人の同意を得たとはいえません。

レベル▲（マイナス）：【任意性の説明なし】

加入の任意性の説明をしていません。

《補足》

PTAへの加入については、PTA会長等から新たに会員になる人に対して、PTA活動の内容、必要性、入会手続き、退会手続き、年会費、納入方法、加入の任意性などについて、時期（できれば入学・入園説明会、遅くとも会費納入時期までに）を考慮して、新たに会員となるべき人の意思が反映できるよう説明したうえで、入会手続きをする必要があります。学校園が説明するのではなく、PTA会長等が説明する必要があります。

（2） 役員の強制の問題

① 概要

役員のなり手がなく、強制的に役員を割り当てたり、出席していない会員に役

員を割り当てたり、また、役員免除の理由として、病気や家庭の事情などの個人情報情報を公開し、審査するなど人権問題になりかねない事態も見受けられます。

② 現時点の対応

半強制的に役員を割り当てたり、家庭事情や健康上の理由で役員になれない人に配慮することを目的に、できない理由書を提出してもらい、多くの人の前で審査しています。

③ 学校側側のリスク

他の会員のいる前で、家庭の事情や健康上の理由などを述べさせたり、読み上げたりする人権侵害とも言われかねないようなやり取りがなされているにも拘らず、教育公務員は知らん顔（抑止も中止もしない）していると見られています。

④ 想定される対応策

レベル2：【本人の意思に基づく役員選考】

立候補制度などを活用するよう助言します。

レベル1：【選考方法、過程の見える化】

事前に選考方法や選考過程を明らかにし、後から疑義が生じないよう助言します。また、一定配慮の必要な会員に対しは、個人情報保護を徹底する選考の在り方について皆で協議するよう助言します。

レベル0：【押し付け合い】

「自分はやりたくない」、「あの人にさせておいたらいい」など、自分以外であればいいという発想で他の会員に押し付けられています。どうすれば負担感の少ないPTA活動となるのかを皆で協議するよう助言します。

《補足》

基本的には、団体運営の話ですので、より民主的な選考方法を会員皆で検討してもらう必要があります。そのうえで、目に余る個人攻撃や個人情報を公衆の面前に曝すことについては、その場で一旦制止し、より良い選考ができるよう皆で考えることをアドバイスしてください。

(3) PTA事業や事務の見直し

① 概要

会議や事業の準備等で夜遅くまで行われ、役員の負担は計り知れません。市へ

の苦情も多く寄せられています。また、やる気のある役員が多く集まると「昨年
以上」の成果を求める傾向があり、事業がさらに膨らんでいきます。一方で、役
員が毎年改選のため、前年の事業を実施するだけで精一杯となっていて、継続的
な改革に着手できていません。

② 現時点の対応

会議時間は、教職員の働き方改革に合わせて、終了時間を設定するなど一定の
改善はできていますが、大きな事業の直前には作業が深夜に及ぶこともあります。
このままではいけないと思いながらも、役員が毎年替わり、前年の事業を実施す
るだけで精一杯で、事業の見直しには至っていません。また、改革しようとして
も、反対にあったりすると、「取り敢えず1年やったら終わる」という諦めも出て
きます。

③ 学校側側のリスク

P T A 役員や会員が、連続して夜遅くまで P T A 事務に従事していて病気にな
られる場合があります。学校側運営の管理者として、遅くの会議等について一定
の制限を設けるなど、施設管理者として一定抑制を行うことが必要になります。

また、P T A 役員は毎年変わりますが、教職員は他校側も含め長年 P T A 活動
に携わられており、課題や改善事例の情報は一定把握されていると思います。同
じ会員として、改善事例の情報を提供し、改善の方向性を提示することで、P T A 役
員の協議を促すことが求められます。

④ 想定される対応策

レベル 2 : 【地域や民間の活力を活用】

地域学校協働活動などが始まり、地域の力を学校側運営だけではなく、P T A
活動にも協力いただけるような支援体制を考え、P T A 役員に助言します。

レベル 1 : 【会員の協力、事業の縮小】

改善の視点として2点あります。1点目は特定の役員に負担がかからないよう
に、参加可能な会員が協力できる体制を整えるよう助言します。一方で、身の丈
にあった P T A 活動について、事業規模の適正化に向け、役員などで協議するよ
う助言します。

レベル 0 : 【前例踏襲】

何の問題意識もなく、前例を踏襲します。

《補足》

この点に関して違法性はないものの、PTA離れや役員のなり手不足の大きな要因ですので、この部分の改善なくして、持続可能なPTA活動は困難となります。先進事例の情報などを提供し、身の丈にあった負担感の少ない事業運営や会員の協力体制の構築などの助言を行うことが重要になります。

(4) 個人情報の問題

① 概要

学校園運営目的で取得した保有個人情報をPTA運営のため、本人の同意を得ずにPTAに提供しています。

② 現時点での対応

学校園運営の必要性から取得した個人情報について、殆どの学校園で会員のPTAに提供することを説明していますが、一部の学校園では十分説明できていないところもあります。

③ 学校園側のリスク

学校園が保有する個人情報を提供する場合は、しっかり会員の同意を得る必要があります。同意を得ず提供すると個人情報保護条例違反となります。また、PTAが独自で取得した個人情報については、取得や管理方法に問題がないように適切な助言が求められます。

④ 想定される対応策

レベル2：【PTAが直接会員から個人情報を取得】

PTAが入会時や進級時に、会員から直接に個人情報を取得します。この場合、学校園には個人情報保護条例上の義務や責任は生じません。

レベル1：【適正な手続きを経て提供】

学校園が保有する個人情報をPTAに提供することを伝え、どうしても同意しない場合には、不同意の申し出をしてもらうよう説明します。

レベル0：【通告だけで提供】

保有個人情報をPTAに提供しますという説明だけでは、本人の同意を得たとは言えません。

レベル▲（マイナス）：【通告しない】

学校園が保有する個人情報をPTAに提供することすら説明をしません。

《補足》

学校園が保有する個人情報を提供する場合は、学校園として会員に十分説明のうえ同意を得る必要があります。同意を得ずに個人情報を提供した場合、個人情報保護条例違反となります。

一方、PTAが独自に取得された場合には、取り扱いや管理の注意を促し、定期的にチェックするなど適切な管理を確認することになります。

(5) PTA会費の学校園徴収金に合わせた引落としの問題

① 概要

任意団体であるPTAの会費を、学校園徴収金に合わせて指定の銀行口座から引落とし、これを校園事務として行っています。これはPTAの事務を学校園が肩代わりしていることになるので、代理人として付与される権限とその範囲を委任契約書で明確に規定する必要があります。

② 現時点の対応

PTA会費を独自で徴収している学校園は2校だけであり、その他は、学校園徴収金に合わせて会費の引落としをしています。

その中には、銀行へ提出する口座引落依頼書に「PTA会費」という項目があることをもって、同意を得たとしている学校園が多くあり、また、学年通信等で事後に口座から引落とし徴収金の明細にPTA会費を明記しているという学校園があります。

③ 学校園側のリスク

ここでは大きく2点のことを整理する必要があります。

1点目は、任意の団体であるPTAの事務を学校園が肩代わりするという問題と、2点目は、会費の納入に係る本人同意の問題です。

1点目の任意の団体であるPTAの事務を学校園が肩代わりするという問題については、既に委託契約書の例を示して通知しており、契約の無い学校園は本来の業務外の仕事を勤務時間内に行っていることになり、職務専念義務違反を問われる可能性があります。

2点目の会費の納入に係る本人同意の問題については、本来的にPTAが会員か

らの同意を取得すべきものです。学校園は、その結果に基づいたPTAとの間で交わす委任契約に基づき、学校園徴収金に併せて徴収事務を代行しているに過ぎないので、学校園が同意を取得する必要はありません。

④ 想定される対応策

レベル2：【会費はPTAが直接徴収】

PTA会長等が会員から口座引落としなど独自の手段で会費を徴収します。その前提として、入会時に会費の額や納入方法について事前に説明したうえで同意し入会するという入会届を取得します。

レベル1：【会費を学校園徴収金に合わせて徴収】

入会等において、PTA会長等からしっかりと会費額やその徴収方法について説明し、同意を得たうえで入会してもらいます。同意できない場合には、不同意の申し出をしてもらうよう説明してもらいます。

そのうえで、PTA会長等からの申し出によって、委託契約（当然書面）を締結し、同意を得た人の会費を徴収します。

レベル0：【本人同意を得ずに徴収】

本人同意の取得はPTAの事務であり、学校園では確認できませんが、委託契約の締結時には、同意を得ている旨の確認を確実に行いましょう。

レベル▲（マイナス）：【委託契約が未締結】

任意の団体であるPTAの事務を学校園が肩代わりすることから、委託契約は絶対に必要です。契約の無い学校園は職務専念義務違反を問われる可能性があります。加えて、既に委託契約書の例を示して通知しており、職務命令違反を問われる可能性もあります。

《補足》

この問題は、前述のとおり学校園事務として任意の団体の会費を徴収する問題と会員の同意の問題の2点の問題があります。

会員の会費納入の手法に対する同意の取得はPTAの責務です。そのうえで、PTAからの申し出により、委託契約（契約書による）を締結して事務を行う必要があります。当然のことながら、会費の額や納入方法については、入会時までに会員となる予定の人に説明した上で、入会してもらうことは当然のことです。

また、委託契約については書面による契約の締結が絶対条件です。これがないと、

職務専念義務違反に問われる可能性があります。

しかしながら、根本的に任意の団体の事務を学校園が取り扱うことについての疑義が生じる可能性はあります。

なお、委任事項は、会費の集金業務と督促業務に限定し、本来 PTA が行うべき業務を受任してはいけません。

(6) 会費使途不透明の問題

① 概要

寄付については、学校園で必要な備品を購入したり、また、謝礼を教職員に渡したり、会食費として使用されている場合もあるようです。

② 現時点の対応

現在は寄付という手続きを経ているものについては、問題ないと考えていますが、不適切な事案もあります。学校園運営に関わる経費については、当然に地方公共団体が負担することは、学校教育法や地方財政法で定められています。実態を把握し適切に対処します。

③ 学校園側のリスク

使途については、教職員が参加する総会において、会計報告、予算説明等が行われていますので、明朗で明確な説明責任が果たされるよう適切な助言が必要です。備品等の寄付については、実態として学校園側が主導して行った場合には、関係法令に違反する可能性があります。

④ 想定される対応策

レベル 2 :【必要な予算は市で確保】

学校園運営に関し必要な物品は、市の予算で措置します。

レベル 1 :【ルールに基づいた事務手続き】

PTAとして、卒業などの機会に、子どものより良い教育環境を整えるために、学校園が要求することなく善意により記念として寄付を頂く場合は、寄付採納の処理を行います。PTAは、会計規程をしっかりと作成し、また、その使途を詳細にしっかりと会員に説明してもらいます。

レベル 0 :【学校園がPTAに依頼】

学校園が寄付という形をとりながら、備品購入等をPTAにお願いしています。

レベル▲（マイナス）：【寄付などの手続きの不備】

寄付採納の手続きをしていません。また、PTA会費で修繕工事をするなど所管所属に相談や報告をすることなく行っています。

《補足》

PTA会費を当てにして学校園の備品購入や修繕工事等を行っていることは認められるものではありません。あくまでも善意による寄付に限定すべきで、双方が節度を持って対応すべき問題と考えます。

※ P T Aから学校園に対し自発的な寄付(金銭・物件)を行うことは禁止されていませんが、この場合には、その受納に当たって、大津市が定める関係規程に従い、寄附採納の手続きをとる必要があります。

(7) その他

1) P T A未加入者の子どもへの教育的配慮

P T Aは『Parent-Teacher Association(保護者と親による会)』の略ですから、子どもとは無関係な組織です。つまり、P T A活動は、学校園に通うすべての子どもたちの福利のために保護者と教師が自発的に行う活動であって、P T A会員の子どもたちの福利のために行われる活動ではありません。

従って、入園・入学式や修了・卒業式などでは、P T Aから紅白まんじゅうや学用品が各児童生徒に贈呈されることがあります。これらの費用はP T A会費から出されますが、もちろん、P T A会費は「学校園に通うすべての子どもたち」のために使われるものですので、P T A会費を支払っていない保護者の子どもであっても証書入れの筒や胸につけるリボン、学用品を受け取れない、ということはありません。

2) P T Aの必要性の説明

最近のマスコミ報道では、「P T Aは悪」といったイメージが先行しているように思えます。確かに時代に合わせた変化が求められるのは当然ですが、本来は子どもたちの福利のために自発的に行われる活動です。従って、目的は間違っていないのですから、全面的に非難されるべきものではなく、そのやり方を変えればいいのではないのでしょうか。まずは、P T Aの必要性や活動の有効性などを全ての会員に知らせることが必要です。また、P T A活動のメリットなども打ち出

すことで、新たな役員獲得のためのPRも必要です。

3. 提言

そもそもの話ですが、PTA問題について様々な問題が提起されていますが、その根本は、会の任意性の問題であると考えます。この部分がしっかり解決できると、様々な課題も解決に向け動き出します。全てのPTAがこの立場に立ってあるべきPTA活動を考える機会としていただきたいと思います。

その中で、課題解決のためのPTA運営について提言をさせていただきます。

1. 入学・入園説明会のPTA活動についての説明

- (1) PTA活動の目的、内容、必要性、組織、役員
- (2) 入会の手続き、退会の手続き
- (3) 会費、会費の納入時期や方法

2. 入会届の提出

- (1) 入会の意思表示
- (2) 住所、氏名、子ども名前や学年クラスなど
- (3) 会費の納入方法などの同意、口座引落の依頼書

この2点を徹底することによって、「(1)強制加入の問題」、「(4)個人情報の問題」、「(5)会費の学校園徴収金との引落しの問題」は氷解します(問題になりません)。

また、校園長のリーダーシップにより、PTA役員との懇談などの機会を通じて、「(2)役員の強制の問題」や「(3)PTA事業や事務の見直し」などについても、これまでの経験に基づいて、事例を紹介したり、解決案をご示唆いただいたりすることで、解決へ導くことができると考えております。

終わりに

PTA活動の課題を解決しようとした学校があります。

それは愛知県豊田市浄水中学校です。2014年にこの中学校に赴任した片桐校長は、負担軽減し誰もが参加したいと思えるPTA組織にすることと、会費をなくすことに

取り組まれました。その結果、「PTA」と地域学校協働本部とを重ね合わせた「PTCA」(Parent-Teacher-Community Association)として新たな取り組みをされました。

また、西東京市のけやき小学校では学校の統合により、元々のPTA活動方針が大きく異なり調整できず、PTAがなくなってしまいました。学校運営に何の支障もなく、保護者の負担も無くなりいいこと尽くめに思えました。しかし16年後には、保護者の声により「保護者の会」が生まれ、自主的・主体的な活動を展開されています。

教育委員会としては、PTAは学校園運営に必要不可欠な団体であり、園児、児童生徒の教育環境の整備に大変重要な活動であると認識しています。ですから、適正な事務の執行と会員の皆様が気持ちよく関わりあえる環境を整えるためには、時代に合った改革が必要だと考えております。

そして、その鍵となり推進役となるのが校長のリーダーシップであると考えておりますので、より一層のご尽力を賜りますようお願いいたします。

発 行：大津市教育委員会

編 集：大津市教育委員会事務局 生涯学習課

所 管：個人情報保護関係 教育総務課、P T A 関係全般 生涯学習課、
学校徴収金関係 学校教育課、幼児政策課

発行日：平成 30 年 10 月

連絡先：大津市御陵町 3 番 1 号

電話：077-528-2635、FAX：077-523-5735

平成 30 年 10 月 22 日

校 園 長 の 皆 様

大津市教育委員会

教育次長 丹 羽 広 光

P T A 問題の改善方針について

近年、P T A 問題について様々な報道がなされていますが、市や教育委員会にも苦情が寄せられています。P T A 問題の多くは、強制加入の問題、役員選考のあり方など P T A 運営の問題ではありますが、P T A は、公的機関である学校園からは独立した任意の団体であることから、学校園と P T A 組織との関わり方（個人情報保護や P T A 会費の学校徴収金との一括徴収など）についても課題があります。

社会教育法では、教育委員会は、社会教育関係団体に対して求めに応じた技術的指導以外は干渉できないことになっていますが、P T A 活動の多くは学校園で行われ、そこには教育公務員が会員の立場で関与し、また一方で、学校園施設の管理者の立場でも関与していますので、コンプライアンス上のリスクを把握し、適切に対応する必要があります。

そのために、現状の問題点の把握を行い、その解決に向けた方策を示した手引書を作成いたしました。これをもとに、各学校園において、P T A のあり方や運営について、役員等の皆さんと議論をしていただき、熟度に応じた改善の支援をお願いします。また、学校園としての立場では、運営上のコンプライアンスの遵守やリスク回避については、守るべき最低限の水準を示していますので、これに至らない学校園にあっては早急な対応をお願いします。

理想の P T A 活動を思い描きながら、児童生徒のためは勿論、保護者や教職員にとってもより良い P T A 活動となるよう改革に取り組みしましょう。教育委員会はそのためには最大限の支援を行います。